

# 違反行為に関する懲戒基準

|    | 違反行為  | 懲戒処分の種類   |
|----|---|---|
| 1  | 各種報告書を提出しないこと   | 戒告  |
| 2  | 虚偽の事項を記載した各種報告書を提出すること                                      | 減給又は戒告  |
| 3  | 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること                                      | 免職、停職、減給又は戒告                                    |
| 4  | 利害関係者から不動産の贈与を受けること   | 免職又は停職  |
| 5  | 利害関係者から金銭の貸付けを受けること   | 減給又は戒告  |
| 6  | 利害関係者から無償で物品の貸付けを受けること                                      | 減給又は戒告  |
| 7  | 利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けること                                     | 停職又は減給  |
| 8  | 利害関係者から無償で役務の提供を受けること                                       | 免職、停職、減給又は戒告                                    |
| 9  | 利害関係者から未公開株式を譲り受けること  | 停職又は減給  |
| 10 | 利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を受けること                               | 減給又は戒告  |
| 11 | 利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受けること                                     | 減給又は戒告  |
| 12 | 利害関係者から海外旅行の接待を受けること  | 停職、減給又は戒告                                       |
| 13 | 利害関係者から国内旅行の接待を受けること  | 減給又は戒告  |
| 14 | 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること(遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。)                  | 戒告  |
| 15 | 利害関係者と共に旅行をすること(旅行の接待を受ける場合を除く。)                            | 戒告  |
| 16 | 利害関係者をして第三者に対し3から15までの違反行為欄に掲げる行為をさせること                     | 3から15までの違反行為に応じその右欄に掲げる懲戒処分の種類に準じて、免職、停職、減給又は戒告 |
| 17 | 利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること   | 減給又は戒告  |
| 18 | 利害関係者につけ回しをすること   | 免職、停職又は減給                                       |
| 19 | 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをすること                                   | 減給又は戒告  |
| 20 | 補助金や国の経費により作成される書籍等又は作成数の過半数を国が買入れる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること  | 免職、停職、減給又は戒告                                    |
| 21 | 他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながらこれを受け取り又は享受すること      | 免職、停職、減給又は戒告                                    |
| 22 | 倫理法等違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし又は隠ぺいすること                          | 停職、減給又は戒告                                       |
| 23 | 部下の倫理法等違反の疑いのある事実を黙認すること                                    | 停職又は減給  |
| 24 | 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に倫理監督官に届け出ないこと      | 戒告  |
| 25 | 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に虚偽の事項を倫理監督官に届け出ること | 減給又は戒告  |
| 26 | 倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うこと                    | 減給又は戒告  |

※ この表は基本となる基準を示したものであり、行為の態様等によりこの基準よりも重い懲戒処分又は軽い懲戒処分が行われることがあります。